

令和3年10月臨時市議会

提案理由説明書

佐世保市

本日は、臨時市議会を開催させていただきましたところ、議員の皆様におかれましては、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

今回、本市といたしましては、飲食店等の営業時間短縮や市民への不要不急の外出自粛要請がなされたことに伴う市内事業者への影響が著しいことから、県と連携して速やかに支援を行いたいと考えており、本臨時会でのご審議をお願いするものでございます。

提案理由の説明に先立ちまして、貴重な時間を拝借して恐縮に存じますが、「新型コロナウイルス感染症」に関し、市民の皆様並びに議員の皆様へ、先にご報告した9月定例会以降の現状及び本市の対応状況等につきまして、ご報告いたします。

まずもって新型コロナウイルス感染症の感染予防・拡大防止の対策に、日々ご協力、ご対応をいただいている市民の皆様、議員の皆様に対し、改めて心よりお礼を申し上げますとともに、感染リスクを抱えながら市民の生命や暮らしを支え、ワクチン接種においても多大なるご尽力を賜っている医療従事者の皆様をはじめ、様々な業界や分野で、日々ご協力をいただいている皆様に対しまして、心より感謝とおねぎらいを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症を取り巻く全国的な状況としましては、感染力の強い変異株により、第5波ではこれまでにないほどの感染拡大を招き、4月25日から実施された緊急事態宣言についても、繰り返し指定地域の追加や期間の延長がなされましたが、最近の新規陽性者の減少傾向により、9月30日に約5カ月ぶりの全面解除となりました。

本市においては、第5波における急激な感染拡大により、8月27日に「まん延防止等重点措置区域」に指定され、市域を越えた移動や店舗での酒類の提供自粛などをはじめ、市の施設のうち、96施設を休館、35施設を開館時間の短縮などの業務縮小の措置を講じてまいりました。

長崎県に適用された「まん延防止等重点措置」は9月12日で解除となりましたが、本市では9月1日に一日としては過去最高の34人の新規陽性者を確認するなど、拡大傾向にあったため、県独自の緊急事態宣言や飲食店等への時短要請が継続されました。その後、本市においても次第に新規陽性者が減少し、9月24日には、本市に発令されていた県独自の緊急事態宣言が解除され、飲食業等への時短要請なども終了となり、併せて翌25日から「ふるさとで“心呼吸”の旅キャンペーン」が再開されました。

本市においても、同日、本市の感染レベルを「5」から「3」に引き下げるとともに、市の施設についても、そのほとんどを通常どおりの運営としたところでございます。

これもひとえに市民の皆様、飲食店等をはじめとした事業者の皆様などのご理解とご協力の賜物であり、この場をお借りして、厚くお礼を申し上げます。

次に、ワクチンについてですが、12歳から15歳の若年層の皆様に対する接種券を、9月29日に発送いたしました。

この若年層の皆様へのワクチン接種については、同調圧力や小児特有の副反応などにも十分配慮をしつつ、医療機関と連携して個別接種の推進を図っているところでございます。

10月6日現在、市民全体のうち12歳以上のワクチン接種率は、1回目接種においては約77%、2回目接種においては約71%となっております。

接種率は高くなってまいりましたが、ワクチン接種後も新型コロナウイルスに感染する可能性はあることから、市民の皆様には、引き続き、基本的な感染症対策を徹底・継続していただきたいと存じます。

次に、本市の感染症にかかる経済対策についてでございます。

先ほど述べましたように、県宿泊キャンペーン「ふるさとで“心呼吸”の旅」が9月25日から県下一斉に再開されたことから、本市の「佐世保市内でゆったり宿泊キャンペーン」につきましても、予約期間、利用期間ともに12月31日までとして、再開いたしました。

また、県による飲食店等への営業時間短縮の要請にご協力をいただいた店舗に対する協力金につきましては、まん延防止等重点措置の適用期間を含む8月10日から9月24日までの要請にかかる第1期から第4期分につきまして、10月6日現在、延べ2,914件の申請に対し、約11億4,100万円の支給を行っております。

今回の補正予算では、飲食店等の時短営業や休業並びに不要不急の外出自粛の要請がなされたことに伴い、事業収入が大きく減少した市内事業者の方を支援する「佐世保市事業者一時支援金給付事業」を計上しております。

今回の事業で、第5波の影響を受けた事業者の方への支援をしっかりと行ない、今後、段階的に行動制限が緩和された際の本市経済の速やかな回復、力強い活性化へ繋げてまいります。

現在、全国的に新規陽性者数は減少しております。国も、感染症対策等の継続及びワクチン接種の進展を前提として、行動制限の緩和に向け「ワクチン・検査パッケージ」を検討されております。

一日でも早く日常生活の回復に向けて踏み出せるよう、多くの市民の皆様にはワクチンを接種していただくための対策をはじめとした感染症対策、そして生活を支え経済の回復に繋げる対策について、さらに力を入れて推進してまいりたいと考えております。

市民の皆様、議員の皆様におかれましては、長引く自粛生活で大変お疲れとは存じますが、新型コロナウイルスの感染拡大が収束するまでは、引き続き、慎重な対応にご協力いただきますようお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明に入らせていただきます。

本臨時会でご審議いただきたい案件は、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算でございます。

また、併せて、地方自治法第179条の規定に基づく市長専決処分に係る報告議案1件を提案させていただくものでございます。

今回の補正予算は、一般会計において、長崎県独自の緊急事態宣言の発令や国のまん延防止等重点措置の適用に伴う飲食店及び遊興施設への営業時間短縮要請や不要不急の外出・移動の自粛要請の影響を受け、事業収入が大きく減少した市内事業者に対して、長崎県との連携に加え市独自の支援金の支給を行う時短・外出自粛等影響関連事業者一時支援金給付事業費2億9,295万円を計上いたしております。

それでは各議案につきまして提案理由を説明申し上げます。

第134号議案 令和3年度佐世保市一般会計補正予算（第13号）

今回の補正予算は、2億9,295万円でございます。この結果、予算の総額は1,237億8,002万円と相成っております。

商工費でございますが、商工費におきまして、時短・外出自粛等影響関連事業者一時支援金給付事業費2億9,295万円を計上いたしております。

これらの経費を賄う財源といたしまして、

国庫支出金 2億 495万円

県支出金 8,800万円

を計上いたしております。

第32号報告 令和3年度佐世保市一般会計補正予算（第12号）市長専決処分報告の件

本年8月に発生した大雨により被災した農業用施設などの災害復旧について、これらの対応に早急に取り組む必要があったことから、所要額の追加を、地方自治法第179条の規定により専決処分いたしましたので報告し、その承認をお願いするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。